

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県竹原市長

## 公表日

平成27年8月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 ・身体障害者手帳の交付の申請に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名変更、居住地変更の届出に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	民生行政情報データベースシステム、障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号及び別表第二(第16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ及び第3号ハ 第20条第2号イ 第21条第1号イ及び第2号イ 第22条第1号イ 第28条第1号イ 第29条第1号 第30条第3号 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ及び第6号イ 第42条第1号 第53条第1号イ、第2号イ及び第3号イ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 福祉課
②所属長	福祉課長 平田 康宏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	竹原市 総務部 総務課 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話番号 0846-22-7719
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	竹原市 市民生活部 福祉課 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話番号 0846-22-7743

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

